

唐津市青少年体験活動推進事業補助金実施概要

令和7年4月1日施行

唐津市教育委員会生涯学習文化財課

1 目 的

青少年の体験活動の推進を図る民間の実施する事業のうち、宿泊体験活動に対し、事業費の一部を補助し活動を支援することにより、次代を担う青少年が体験活動や団体生活等を通じて心身の鍛錬を図り、視野を広げ、たくましく心豊かな人格を形成するなど、青少年の健全な育成の一層の促進に資することを目的とする。

2 補助金の概要

青少年が参加する1泊2日以上の宿泊体験事業を実施する民間団体等に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

(1) 補助対象団体

民間の企業、公益法人、NPO法人、法人格を有しないが補助事業を実施するための体制を有すると教育委員会が認める団体など

(2) 対象事業となる活動分野

自然体験、奉仕活動、国際交流、職業体験など

(3) 対象事業となる参加者の要件

市内在住の青少年及び指導者が国外の活動については5名以上、国内の活動については10名以上参加しており、実施時点で6歳以上18歳以下の参加者が参加者の総数の3分の2を超えていること。

ただし、通学合宿事業については、この限りではない。

参加者が、複数の学校、または異年齢で構成されていること。

(4) 補助対象となる経費

補助対象事業に要する経費で、次の表のとおりとする。

謝金、交通費及び宿泊費（宿泊に伴う食事代は、1人当たり1日2,000円を対象限度額とする。）、消耗品費、燃料費、印刷製本費、保険料、通信運搬費、手数料、委託料並びに使用料及び賃借料
--

(5) 補助金の額

当該事業費のうち要綱に定める補助対象事業費から寄付金その他の収入を控除した額に2分の1を乗じて得た額とする。ただし、限度は次の表のとおりとする。

(1, 000円未満の端数は切捨てる。)

区 分	1泊2日	2泊3日	3泊4日以上
国 内	参加人数に7,000円を乗じた額(35万円を限度とする)	参加人数に12,000円を乗じた額(60万円を限度とする)	参加人数に20,000円を乗じた額(100万円を限度とする)
国 外	2泊3日以上		
	参加人数に30,000円を乗じた額(90万円を限度とする)		
通学合宿	1泊2日以上		
	3万円を限度とする		

3 補助金の交付条件

交付要綱及び運用方針、唐津市補助金等交付規則の規定に従うこと。

4 交付申請の手続き

要綱に定める様式により、補助金交付申請書は原則として事業開始日の**30日前まで**に申請すること。

5 実績報告書の提出期限

要綱に定める様式により、事業終了後の**30日以内**か**3月31日まで**に提出すること。